

柏崎市立図書館協議会委員募集要領

- 1 公募趣旨 図書館運営に市民の意見を反映するため、必要な事項を審議していただく図書館協議会委員を公募する。
- 2 公募人数 2名以内
- 3 任 期 令和8（2026）年4月1日～令和10（2028）年3月31日（2年間）
- 4 職 務 新潟県柏崎市立図書館協議会運営規程 第5条の規定により、次の事項を審議する。
 - （1）図書館奉仕のために図書館運営に関する企画実施調査に関すること
 - （2）学校、公民館、博物館との連絡調査に関すること
 - （3）その他図書館の健全なる発達運営に関すること
- 5 会 議 年3回程度（1回の開催時間は2時間程度）
- 6 報 酬 等 市が定める報酬（1回の会議につき6,400円）と交通費を支給する。
ただし、学校教育関係委員は無報酬とする。
- 7 応募資格 市内に在住する18歳以上（令和8（2026）年4月1日現在）の者
- 8 応募方法 次の応募書類（様式は自由）を、直接または郵送・Eメール・ファクスで図書館に提出する。
 - ・応募申込書
記載事項：住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、職業、
ファクス番号（ファクスで申し込む方のみ）
 - ・レポート（作文） 計400字程度
テーマ：応募動機、図書館の運営に関する意見
※提出された応募書類は返却しない
- 9 受付期間 令和8（2026）年2月5日（木）～2月27日（金）
 - ・郵送・Eメール・ファクスの場合：2月27日（金）必着
 - ・持参の場合：2月5日（木）～2月17日（火）の午前9時30分～午後7時まで（土日祝日は午後5時まで）
※2月15日（日）、2月18日（水）～2月27日（金）は休館日
- 10 選考方法 別紙選考基準により選考する。
- 11 通 知 選考の結果を令和8（2026）年3月中旬に郵送で通知する。
- 12 申込み・
問合せ先 〒945-0065 柏崎市学校町2番47号 柏崎市立図書館
電 話：0257-22-2928
ファクス：0257-21-2936
Eメール：toshokan@city.kashiwazaki.lg.jp

柏崎市立図書館協議会公募委員選考基準

この基準は、柏崎市立図書館協議会の公募による委員の選考について、その過程と結果の透明性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

1 応募適格の審査

次の①～③の全てに該当するかを審査し、いずれかの事項に該当しない場合は、その後の審査は一切行わない。

- ① 市内在住（住民登録を有する）であること。
- ② 令和8（2026）年4月1日現在で、18歳以上であること。
- ③ 市の職員でないこと。

2 応募レポートによる審査の基準

次の①～③を審査項目として審査する。

① 応募動機の明確さ

委員に応募した動機が明確で、説得力があること。

② 文章の構成力

文章の展開・構成がしっかりしていること。

③ 積極的・建設的発言の期待度

積極的な発言が期待され、かつ、公平な立場での建設的意見が期待できること。

3 評価及び選任方法

① 前項各号の審査項目について、次に掲げる5段階で評価する。

優 良	5点	非常に優れている
良 好	4点	優れている
普 通	3点	普通
不 適 当	2点	劣っている
不 可	1点	選任すべきでない

② 各項目の採点を合計し、点数が上位の者から順に選任する。ただし、いずれかの項目の評価に不適當又は不可がある場合は、選任しない。また、同点となった場合は総合的に判断し、序列化する。

4 選考委員

公募による委員の選考は、図書館長、館長代理及び係長が行うものとする。